# 長泉町こども交流センター運営業務委託に関わる
# 委託料見積り前提条件

１．算定期間

令和９年４月１日～令和12年３月31日（３年間）

※令和９年３月31日までは委託準備期間とし、委託準備期間とし、事務員、保育士等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認、運営体制の確立、定期利用型保育開始に伴う受入れ準備等を行うものとする。なお、当該準備期間中に発生した経費については、受注者の負担とする。

２．利用者について

⑴　長泉町こども交流センター施設利用者

| 年度 | 年間利用者数 | １日平均利用者数 |
|---|---|---|
| 令和８年度（８月末時点） | 38,791人 | 262.1人 |
| 令和７年度 | 87,781人 | 254.4人 |
| 令和６年度 | 78,145人 | 227.2人 |

⑵　一時保育利用者

| 年度 | 年間利用者数 | 年間利用料金 |
|---|---|---|
| 令和８年度（８月末時点） | 481人 | 841,300円 |
| 令和７年度 | 1,330人 | 2,321,200円 |
| 令和６年度 | 1,083人 | 1,857,300円 |

３．受注者が負担する経費

⑴　仕様書　21 費用分担区分　を参照すること。

⑵　業務に必要な経費は委託料に含めること。

４．一時保育利用料について

⑴　一時保育に関わる利用料は、平日は１時間600円、土・日・祝日は１時間700円とし、この利用料を基に算出した下記の利用料見込額を、長泉町こども交流センターの運営費用に充て、事業費から差し引いて委託料を積算すること。

| 利用料見込額 | 1,000人（想定数） | 1,800,000円 |
|---|---|---|

⑵　仕様書　別紙２に定める利用定員に対応可能な職員数にて積算すること。また、職員の欠員が生じないよう代替職員の確保等の措置を講じること。

５．賠償責任保険等について

受注者が加入する賠償責任保険は、次の補償内容程度のものとする。

対人賠償　1名　5億円　1事故　5億円

対物賠償　1事故　3,000万円

６．駐車場の確保について

従事者が利用する駐車場は、全て受注者が用意するものとする。